

東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱 第6条（事業者等の責務）確認事項（チェックシート）

事業者等が作成の上
設置届提出時に添付

事業者名：

設置場所：東近江市 町

事業者等の責務

具体的事項	取組・対応措置	実施の有無及びその内容
(1) 地元自治会等に対して事業内容を周知すること。		
<p>ア 地元自治会等に対して、事業内容、本表に掲げる事業者等の責務に係る具体的内容について説明及び周知を行うこと。</p> <p>イ 事業者等は、アの説明の状況について、太陽光発電事業地元自治会等説明結果報告書（様式第5号）を作成し、第4条の規定による届出書に添付し報告すること。</p>	<p>地元自治会、隣接所有者等に対する説明の実施 設置場所の自治会長に設置事業の相談を行い、自治会及び隣接所有者等に対する周知方法を相談することにより、自治会全体や隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者に対して周知、説明を行うこと。（設置場所によっては、隣接自治会を含む。）</p> <p>説明時期 （地元住民等からの説明会開催要請があった場合を除く）事業に着手する30日前の太陽光発電設備設置（計画）の届出までに実施すること。</p> <p>開催形式、方法 一堂に会する機会を設けて行うことが望ましい。著しく困難な場合は、個別に訪問し説明を行うなどの方法によるものとする。</p> <p>説明における留意事項 事業計画等の他、第6条別表に掲げる事項(災害時の対策、雨水対策、景観への配慮、住民が懸念する事項その他安全対策)について説明を行うこと。</p>	<p>説明実施時期 平成 年 月 日</p> <p>説明会開催場所及び説明会参加者 太陽光発電事業地元自治会等説明結果報告書のとおり</p> <p>説明会の内容及び説明資料 内容 太陽光発電事業地元自治会等説明結果報告書のとおり 説明会時の説明資料の提出</p> <p>地域住民等に事業に対する理解が得られたか。 得られた 得られなかった（その理由： ）</p> <p>その他特記事項があれば記載</p>
(2) 設置区域から周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等に対する防災対策を講ずること。		
<p>ア 雨水排水について、設置区域内を含む流域全体の流量を動察し、河川等の管理者と事前に協議し、必要な排水対策を講ずること。</p> <p>イ 森林伐採を伴う設備事業や土砂災害警戒区域等の急傾斜地等での設備事業は、山地災害や河川の氾濫、濁水等の発生が懸念されるため、十分な雨水の排水対策や地盤等の状況に応じた安全かつ安心な防災対策の措置を講ずること。</p>	<p>排水方法や放流先の排水能力等について、河川等の管理者等と事前協議を行うこと。</p> <p>周辺への雨水や土砂の流出、地すべり等が発生するおそれがない形質変更であるかの検討を行うこと。</p>	<p>河川等の管理者との協議の実施日 平成 年 月 日</p> <p>土地の形状は、平坦地か、傾斜地か。また、土砂災害防止法の区域か。 平坦地 傾斜地 土砂災害警戒区域（イエロゾーン） 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）</p> <p>対策の有無及び措置 有（その措置を記載） 無（その理由を記載）</p>
(3) 事業者等以外の者が容易に立ち入らないようフェンス等の柵を設置等の防犯対策を講ずること。また、消防活動に配慮した防火対策を講ずること。		
<p>ア 設置事業において、安全対策として事業者等以外の者が立ち入れないようフェンス等の柵を設置すること。</p> <p>イ 発電設備の防犯対策として、LED照明、監視カメラ等を設置するよう努めること。</p> <p>ウ 設置区域を管轄する消防署と協議し、消防活動用の通路を確保するなど消防活動に配慮した発電設備を設置するよう努めること。</p>	<p>フェンスの設置の検討を行うこと。 フェンスを設置しない場合の代替措置（容易に立ち入らないようとする対策）を講ずること。</p> <p>フェンスの素材・色彩は市の景観計画に基づくものを設置すること。</p> <p>防犯対策として、LED照明や監視カメラを検討すること。</p> <p>消防法を遵守した設備計画であって、消防活動に配慮した発電設備を設けること。</p>	<p>フェンス高さ m</p> <p>代替措置（ ）</p> <p>フェンスの素材・色彩 素材（ ） 色彩（ ）</p> <p>LED照明 有 無 監視カメラ 有 無</p> <p>所轄の消防署との協議 協議日： 年 月 日</p>
(4) 名称及び連絡先を表示すること。		
<p>ア 発電設備又はその周辺地域の事故その他緊急を要する事態に対応できるよう敷地内入口付近の第三者から確認しやすい場所に発電設備の名称、設置場所及び発電設備の出力並びに管理者、発電設備所有者等の名称及び連絡先の表示を行うこと。</p> <p>イ FIT法第9条第3項の認定を受けた発電設備にあつては、国ガイドラインに基づいた表示を行うこと。</p>	<p>敷地内入り口付近の第三者から確認しやすい場所に、表示板を設置すること。</p> <p>表示板の記載内容は必要項目が記載されていること。 （再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電設備である場合は、国ガイドラインに沿って記載する。）</p>	<p>表示板の設置箇所： 表示板の大きさ：</p> <p>看板への記載内容（国のガイドラインに基づく表示） ・設備名称： 設備ID ・設置場所： ・発電出力： ・事業者名、住所： 保守点検責任者名： ・連絡先： 運転開始年月日 認定を取得した設備の該当 認定を取得した設備である。 認定は取得していない。</p>
(5) 周辺環境に影響を与えないよう適切な措置を講ずること。		
<p>ア 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>イ 発電設備からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>ウ 発電設備からの反射光が周辺環境を害することのないよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>エ 周辺環境への影響を配慮し、除草等環境整備に努めること。</p> <p>オ 発電設備及びこれに付随する施設（フェンス等）が、建築基準法第42条第2項道路等の狭隘道路に面して設置される場合は、道路境界からできるだけ後退すること。</p>	<p>住宅地から極力離れた場所にパワーコンディショナー（PCS）を設置する、又はPCSのキュービクルの防音性を向上させる等の対策を講ずること。</p> <p>周辺の電波環境に影響を与えないよう、キュービクルに電波シールドを付帯することや、PCSへのフィルターの設置、設置場所や方式を再検討することなどの対策を講ずること。</p> <p>太陽電池モジュールの反射光の角度を計算し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に確認し、状況によっては防眩モジュールの使用を検討すること。</p> <p>発電性能の維持に関する敷地内の除草等の管理方法（草刈・除草剤・除草シート）を検討すること。除草剤を使用する場合は、周辺土地への影響を考慮すること。また、地域住民へ周知すること。</p> <p>道路の通行上や防災の観点から道路境界からできる限り後退すること。建築基準法第42条第2項道路の場合は、道路中心線から2m以上を確保し、フェンス等を設置すること。</p>	<p>計画内容（稼働音対策）</p> <p>計画内容（電磁波対策）</p> <p>計画内容（反射光対策）</p> <p>計画内容（除草方法） 草刈 除草剤（周辺の土地への配慮、住民に対する周知） 除草シート</p> <p>周辺道路の建築基準法の道路種別（ ） 道路境界からセットバックした距離又は道路中心線からの距離（ m） 土地利用計画図に明示のこと。</p>
(6) 天災、人災その他の事由により発電設備が破損した場合は、十分な措置を講ずること。		
<p>ア 設置区域外へ被害が及び場合は、地元自治会等へ周知を行い、被害を最小限にとどめるとともに、その復旧を行うこと。</p> <p>イ 非常時等において、破損等により使用不能となった発電設備は、放置せず廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき産業廃棄物として速やかに適正な処理を行うこと。</p>	<p>非常時に求められる発電設備の管理方法や市及び地元自治会、隣接所有者等への連絡方法等を整備しておくこと。</p> <p>発電設備の処分計画を定めること。</p>	<p>計画内容</p> <p>計画内容</p>
(7) 発電設備を廃止した場合は、事業者等の責任により撤去等適正な処理を行うこと。		
<p>ア 発電設備を撤去する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に従い、速やかに、かつ、適正に処理を行うこと。</p> <p>イ 事業内容において、発電設備を廃止する場合における発電設備の処分方法をあらかじめ決めておくこと。</p>	<p>固定価格買取制度（調達期間）終了後の設備の取扱いを検討すること。（発電継続・撤去・売却等）</p> <p>事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した事業計画とすること。（撤去費用計画）</p>	<p>計画内容 発電継続 撤去 売却 その他（ ）</p> <p>撤去する場合の計画</p>
(8) 調和のとれた都市景観の形成となるよう必要な措置を講ずること。		
<p>ア 東近江市景観計画に示す景観形成基準を確認の上、良好な景観形成に努めること。</p> <p>イ 主要な道路や眺望点から視認できる場合には、周辺の景観と調和させ、威圧感や存在感が軽減されるような措置を講ずること。</p>	<p>市の景観計画区域区分に示す景観計画に配慮した土地利用計画であること。</p> <p>山林の伐採を伴う設置事業や傾斜地の場合は、シミュレーションを実施し、周辺の景観と調和がとれているか確認すること。</p>	<p>東近江市景観計画区域 鈴鹿山系ゾーン 口田園ゾーン 口市街地ゾーン 景観形成重点地域（ ）</p> <p>シミュレーションの実施 有 無</p> <p>景観に配慮して取り組むこと</p>
(9) 地元自治会等と調和を保つよう努めること。		
<p>ア 設備事業に当たっては、地元自治会等と適切なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会等に十分配慮して事業を実施するように努めること。</p> <p>イ 地元自治会等からの苦情が寄せられた場合は、速やかに適切な対応をとること。</p>	<p>事業計画の初期段階から運用、管理、事業終了後の発電設備の撤去、処分まで設備事業全般にわたり、地元自治会、隣接所有者等の意見を聴き、適正なコミュニケーションを図るとともに、地元自治会等に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応すること。</p> <p>地元自治会、隣接所有者等から苦情等が寄せられた場合は、速やかに適切な対応を行うこと。</p>	<p>地元自治会等とのコミュニケーションを図り、十分配慮しながら事業を行うことに対し取り組んだこと。また、取り組もうとする計画があれば記載</p> <p>その他特記事項があれば記載</p>
(10) 設置区域の土地及び発電設備等の固定資産税に関し、設置完了後の課税状況の確認を行うこと。		
<p>発電設備設置後の土地及び償却資産に関する固定資産税について、設置後の課税状況を事業者等及び土地所有者が認識しておくこと。</p>	<p>発電設備設置後の土地及び発電設備の償却資産に関する固定資産税について、市税務部担当課に確認し、設置後の市税の負担に関して事業者等及び土地所有者が認識しておくこと。</p>	<p>固定資産税に関する確認 市担当課に確認 有（ 年 月 日） 無 土地所有者に説明 有 無</p>